

第1501回島根県教育委員会会議録

日時 平成26年1月23日

自 13時30分

至 14時51分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(協議事項)

第3号 昇格制度の改正について (総務課)

第4号 島根県いじめ防止基本方針(案)について (義務教育課)
————— 以上原案に基づき協議

(報告事項)

第73号 平成25年度文部科学大臣優秀教職員表彰について (総務課)

第74号 平成26年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況について
(12月末) (高校教育課)

第75号 平成26年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験の結果
について (高校教育課)

第76号 島根県青少年芸術文化表彰(知事表彰)について (社会教育課)

第77号 島根県児童生徒学芸顕彰(教育長表彰)について (社会教育課)

第78号 島根県文化財保護審議会委員の任命について (文化財課)

第79号 出雲養護学校の給食における異物混入について
(保健体育課・特別支援教育課)
————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第20号 平成26年秋の叙勲候補者の推薦について (総務課)
————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第11号 教職員の処分について (義務教育課)
————— 以上原案のとおり承認

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

古城教育監	全議題
鳴木教育次長	全議題
祖田参事	公開議題
長岡教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	公開議題
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
永瀬特別支援教育課企画グループリーダー	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題、承認第11号
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	2件
	報告事項	7件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
署名委員	広江委員	

一 公 開

(協議事項)

第3号 昇格制度の改正について(総務課)

○高宮総務課長 協議第3号昇格制度の改正についてご協議する。

教職員の昇格制度の改正ということで、簡単に申し上げますと、例えば教諭の場合、教諭、主幹教諭、教頭、校長というように職位があり、それぞれ昇任した際に給料が上がるわけだが、その上がり幅が人事委員会の報告を踏まえ改正される。その改正について、必要な手続をとってよろしいかどうかをご協議するものである。

義務教育の場合を例にとりてご説明したいと思う。資料1の2ページをお開きいただきたい。

1の2ページに載せているのは、市町村立中学校あるいは小学校の先生方の給料表で、一番左端に1、2とあり、ずっと下に149とある。なお、資料の給料表には2級、特2級、3級、4級とあるが、実際には1級からある。1級というのは、教諭であれば1年の期限つき講師の方が該当する。正規の教員で教諭として雇用されている場合は2級からスタートし、主幹教諭になると特2級、教頭になると3級、校長になると4級というふうに給料表が少しずつ上位のものに上がっていくことになる。

一方、例えばずっと教壇に立ちたいというふうな理由で、2級の教諭のままでずっととどまる方もいらっしゃる。そうした場合には級は変わらないが、一番左側にある号給が定期昇給という形で上がっていく。ただ、これも打ちどめがあり、例えば2級であれば一番下の149で打ちどめとなり、そこから先はいくら年齢を重ねても給料は上がらない。それぞれの級の一番上のほうから次の特2級、3級、4級に上がったときの上がり幅が小さくなっていくということである。

具体的に、例えば2級の133号の職員が主幹教諭になった場合でご説明する。従来は、2級の133号の職員が主幹教諭になったとき、改正前の右の表では3級の91号に格付され、その給料がもらえるはずだった。それが、人事委員会からの報告に基づく改正を行うと、改正後の左の表では特2級の90号ということで1号低い月額となる。同様に、例えば2級の教諭が教頭になる場合にも、従来であれば2級の133号から、改正前の右側の表で3級の75号になるはずが、改正後の左の表では3級の74号となり、1号低くなるということである。

影響についてだが、例えば2級の133号から特2級になった場合、91号から90号に下がるということは、給料が月額で700円程度下がるということになる。同じように、教頭になった場合、3級の75号が74号に下がるということは、月額で800円程度給料が下がることになる。影響が大きいのは、例えば2級の149号、つまりその級の上限まで到達した職員が昇格となった場合である。2級の教諭が特2級の主幹教諭になった場合、従来は103号になっていたが改正後は101号で2号下がる。この影響は月1,200円程度である。教頭になった場合では、3級の83号になっていたものが、4号低い79号になり、月額で3,000円程度下がる。こういったことが、人事委員会の報告に基づいて市町村立学校の教職員や行政職、高等学校の教諭など、それぞれの給料表で適用されるというものである。

1ページへ戻っていただきたいが、なぜこうしたことになったのかご説明する。公務員の給与制度については、ご承知のように基本的には人事委員会の勧告、あるいは報告を踏まえて制度を構築することになっている。人事委員会では、民間との給与の比較を行って改正の勧告や報告をするわけだが、今般、民間と給与比較をした結果、50代後半の公務員層について民間よりも給与が高いということであった。高位の号給というのは経験年数が豊富で長い間勤務している職員であり、結果的に比較的年齢の高い職員が多いということで、最高号給に近い部分の給与を抑制しようという報告が行われたものである。

また一方で、調査の中では、若年層などについては民間よりも公務員のほうが低いため、これらについて今後検討が必要というようなことも触れられている。しかし、当面、平成25年に報告があったものは、比較的年齢層の高い職員が昇格した場合の給料の上がり幅を抑制しようとい

うものである。

これを踏まえて、市町村立学校の教職員については、市町村立学校の教職員の給与に関する規則を改正する必要がある。改正にあたっては、こういう内容で改正したいがよろしいかと人事委員会に事前に協議を行い、人事委員会から異議なしという回答をいただいた後、正式に規則改正の議案を教育委員会会議に提出のうえ、議決をいただくということになる。資料2(3)のスケジュールに記載しているが、人事委員会から異議ない旨の回答があった場合には、次回の2月5日の教育委員会会議において、議決をお願いする予定としている。

一方、県立学校の教育職員の場合は教育委員会規則ではなく、人事委員会規則の改正によって対応されることになっている。したがって、先ほどご説明したような給料表の改正については、人事委員会に対し人事委員会規則の改正を依頼し、改正していただくようになる。

今日お諮りするのには、市町村立学校の教職員について、県教委で教育委員会規則を改正するにあたり、事前手続として人事委員会に改正案を協議してよろしいかという点である。また、県立学校の教育職員について、人事委員会に対して規則改正を依頼してよろしいかという点をお諮りしているところである。なお、施行日については、本年の4月1日、来年度のスタート時を予定している。

なお、先ほど影響額について、700円、1,200円、3,000円等と申し上げたが、計算してみると、さまざまな職種を通じ全く影響が出ない場合もあれば、最大で月額5,000円程度の影響が出るパターンもある。それぞれ昇格する前の号給と移行する号給によって変わってくるということで、例示では800円から3,000円と申し上げたが、実際にはゼロ円から約5,000円の範囲で変動する。それらが月々の影響額だが、その他、諸手当等にも反映されるため、一定の影響はあろうかと思っている。

――原案に基づき協議

第4号 島根県いじめ防止基本方針（案）について（義務教育課）

○吉崎子ども安全支援室長 協議第4号島根県いじめ防止基本方針（案）についてご協議する。

まず、島根県いじめ防止基本方針についてご説明させていただく。この基本方針については、これまでいじめ防止基本方針策定会議を4回開催し、そこでいろいろと審議をいただいている。今お手元にある資料は、審議を経た要旨である。また、教育委員の皆さまには、先般、事前に資料として送らせていただいたが、そこから若干変更になった点がある。大筋は変わっていないが、本日お配りしたものが最新版ということである。

資料2の3ページをご覧ください。この図から説明させていただきたいと思う。

まず、いじめの問題の対応窓口について確認していきたいが、県立学校でいじめの問題が起きた場合は県教育委員会が対応する。市町村立学校については、県が直接携わるのではなく、市町村の責任において対応していく。また、私立学校については、学校法人等、学校の設置者が対応していく。以上のような大きな流れがある。なお、もう一つ、国立学校については、大学を通じて文科省が直接対応ということになっているが、この図の中ではその点は表していない。

特にいじめの問題の中でも重大事態というものがあるが、これは生命、財産、身体に重大な被害があるという疑いがある場合、またいじめによって30日以上欠席を余儀なくされている場合というふうに位置づけている。さらに保護者や児童生徒から重大事態ではないかという申し立てがあった場合も重大事態として位置づけている。その重大事態が発生したときには、県立学校の場合は県の教育委員会を通じて、私立学校については学校設置者を通じて、それぞれ知事に報告を行うこととなっている。また市町村立学校については、市町村教育委員会を通じて市町村長、つまり市町村の首長に報告を行うようになっている。

そこで、きちんと報告し、適切に調査が行われたかどうかという点を判断していただくわけだが、県立学校、私立学校については、知事はその調査等が不十分であるという判断をした場合には、知事部局にある組織で再調査を行うということが法律の中で示されている。市町村立学校については、市町村の行政部局に置かれた調査組織で再調査を行うことになっている。その結果については、県立学校の場合は県議会へ、市町村立学校の場合には各市町村の議会へ、それぞれ報告を行う流れになっている。教育委員会については、きちんと調査組織を置いて調査等を行うことが望ましいとされている。

いじめの対応の流れについては、市町村の流れ、県の流れというように基本的には大きく2つの流れがあるというふうにご承知おきいただきたい。

資料の2の1ページだが、これは今日お配りしている基本方針の概略を整理したものである。

基本方針について、まず策定の考え方だが、県がつくっている基本方針は、やはり県民に向けてのメッセージという意味合いも含めているため、全ての学校を対象としてイメージしながらつくっている。中身については、国の基本方針を参考にし、県が実施する基本的な施策をしっかりと盛り込んでいくということになる。

基本方針のサブタイトルで、仮称だが「しまねの子ども絆づくりをめざして」と記載している。特色として、単に島根県いじめ防止基本方針ということではなく、島根県で大事にしている特徴を出したいという思いもあり、「絆づくり」という言葉を用いている。こういったサブタイトルをつけることで、この方針が県民の皆様に「絆づくり方針」といったような愛称で呼んでいただけると、私たちとしてはありがたいと思っている。そういった絆づくりを大切にしているということを伝えたいという思いで作っている。

また、家庭や地域との連携、そして人権意識をしっかりと醸成していくため、学校教育の基底に人権教育を据えるということをお県教育委員会としても伝えている。そして、こうした問題はそれぞれの担当者だけでなく、しっかりと組織的な対応がなされなければいけないというメッセージを込めて作っている。そうした部分が特色として掲げられると思っている。

次にⅢの概要について、まず県としては、いじめの未然防止、早期発見、きちんとした対処、連携という4つの側面から基本的な考え方を具体的に述べている。また、法の中では責務という言葉でそれぞれの役割が述べてある。法の中では地域の責務は述べてはいないが、やはり島根県は地域で子どもを育むという風土があるため、そういった点も強調するために地域についての役割も方針の中できちんと示してある。

県が実施する主な対応としては、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの問題に関するさまざまな関係団体としっかりと横の連携をとりながら施策を進めていく。

通報・相談体制の整備、そして学校、地域、家庭の連携の強化、また教職員への研修の充実についても、それぞれ取り組んでいきたい。

そして、先ほども申したが、人権意識や自尊感情をしっかりと醸成し、豊かな心を育む取り組みをいろいろな施策の中で取り入れていきたいと考えている。

重大事態が起きた際には、調査等も含め、法に基づいてきちんと対応できるような仕組みづくりをしていきたい。再調査についても、そういった必要が生じた場合には知事部局と連携を図りながら、対応できるようにしていきたい。

資料2の2ページをご覧ください。市町村に実施を求める施策、市町村が実施すべき取り組みについてである。法の中では努力義務になってはいるが、それぞれの地域性を踏まえ各市町村でいじめ防止基本方針を策定してほしいと依頼している。また、市町村においてもいじめ問題対策連絡協議会を設置し、しっかりと対応がとれるようにということも依頼している。そして法では、協議会には学校だけでなく、例えば心理関係の方、福祉関係の方、警察の方、弁護士など、様々な専門的な知識を有する方にも入ってもらって対応すると述べてある。そうした人材の確保や学校相互間、地域内の連携を強化してほしいこと、また、県と同様に重大事態に対する適切な対処もお願いしている。

学校に求める取り組み、学校が実施しなければならない取り組みについてご説明する。学校もいじめ防止基本方針を策定し、それに基づいた学校運営をするということが義務として述べてあるため、それをしっかりと伝えていきたい。また、先ほども申したように、学校の中でも担当だけの対応ではなく、組織を設けて組織的に対応すること。そして、未然防止等に関することとして、いじめを積極的に認知していく体制を整え、情報共有をすること。子どもたちが充実感をしっかり持てるような授業づくり、集団づくり、活動等を繰り返していきのこと。いじめに対して組織的な対応を行うこと。重大事態が起こった場合に、調査組織を学校の中でも設け、警察とも連携を図りながら対応していくということも記載している。また、不幸なことに自死という事態が起きる可能性もある。これについては、後ほど文科省からガイドラインが示されるようになっていくが、その場合には今後の予防も含め、しっかり背景調査をするよう文科省からも指示が出ている。その点も学校できちんとした体制がとれるよう依頼しているところである。

今日お配りしている資料は、最初の1ページから14ページまでが県の基本方針、その次が島根県いじめ防止基本方針（県教育委員会編）というように2部構成にしている。先ほども申したが、実は県の基本方針は県が管轄する学校だけではなく、市町村も含めた全ての学校を対象にしている。そのため、もう一つ、県教委として県教育委員会が管轄する県立学校に対して示していく方針として教育委員会編というものも作っている。これは県の方針に基づいて県立学校用に作ったものであるため、多少の文言等の変更はしているが、基本的には県の方針に準じたものを県立学校には示していく。

以上がいじめ方針の説明である。今、策定会議は4回終了し、ほぼご意見をいただいたところである。あとは教育委員の皆様方のご意見をいただいて、調整しながら最終的なものにしていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

○仲佐委員 島根県いじめ防止基本方針が策定されるということで、現場を扱う先生方にしても大変結構なことだと思う。もし、いじめが発生した場合は、早期発見、迅速で適切な対応が必要になってくるということで、方針の文言はいろいろと整理されていくと思うが、私は中でもやはり現場を扱われる先生方の教育が一番重要でないかと思う。何年か前に策定されているいじめ問題対応の手引をもとに教職員の資質向上に向けての研修をしたいというふうに何カ所か記載されている。その手引というのはもう七、八年前に策定され、実際に全ての学校に配置されていて、先生方はみなさんご存じのものであるわけか。

○吉崎子ども安全支援室長 そうである。

○仲佐委員 この活用を通じ、全員の先生方の認識のもとで事を進めていかないと、やはり解決にならないところもあるかと思う。研修会は年に1回程度ではなく、もう少し短いスパンで教育研修をされたほうがいいのではないかと感じている。その点に関して、以前策定されたこの手引を、各学校がどのように活用されていたかということはつかんでいच्छるのか。

○吉崎子ども安全支援室長 申し訳ないが、そのあたりのところまではつかんでいない。なお、このいじめ問題対応の手引については、先ほど仲佐委員がおっしゃったように七、八年前に策定しており、そのときには冊子で配っている。その後、平成23年度に改訂をしており、そちらについては県のホームページの中でダウンロードできるようになっているため、いつでも活用できるようにしている。

それを今後どう研修で生かしていくかということだが、今、各教育事務所単位で行っている生徒指導主任主事の研修では必ず触れたいと考えている。また、管理職研修等についても各教育事務所で行っているため、そういったところで随時、現物も見させていただきながら伝えていきたい。県として全教職員に対してその場で研修を行うということは難しいため、今後は代表の方に伝えたいものを校内で活用し、研修していただくというようなシステムをとっていききたいと考えている。

○仲佐委員 各先生方が共通の認識を持たれた中での対応が必要ではないかと思っており、それには研修が大事ではないかと思うので、よろしくお願ひしたい。

○原委員 質問というよりは感想だが、まず、基本方針案の「はじめに」という文章が、お役所

の文章ではなく島根県らしさを出そうという思いがとてもこもっていると思い、感動して読んだところである。例えば「思いやりの心、慈しみの心を育てていくことにつながる」、「地域社会のつながりやあたたかみを感じて家族や地域を愛し、ふるさと島根を大切にしたいという気持ちの醸成にもつながっていく」とあり、とても理念が深いと思った。ただ目の前にあるいじめをなくそうというのではなく、そこに流れている子どもの気持ちも育てていこうという理念が感じられ、いい文章だと思って読んだところである。

社会全体もそうだが、どうして子どもがそういうことをしてしまうのかという、底辺の部分をやはり大事にしてこういうものは作っていただきたいと思っている。2ページにあるいじめの防止のところに、自尊感情や人権感覚を培っていく、養っていくことが必要だと書いてあったが、本当にこれが大事だと思っている。

不登校にしても、結局自分に自信がない、自分の存在が軽い、世間や社会にも認められていないという自尊感情の低い子どもが起こすとよく言われている。ではそれはどうやったら育てられるのか、というのは大人にとって本当に大きな課題であると思う。

私が最近の学校を見て思うところでは、例えば弱いものをいたわる、立場の違いを越えて相手を思いやるというのは、小さい子どもであれば植物や動物を育てるなど、そういったところから芽生える部分もあるのではないかと考えている。私たちが子どもの頃には飼育小屋があったり、花壇でみんな花を育てたりということがあった。しかし、今はだんだんと予算もなくなり、また育てるということは命を育てることなので、結局、先生方も責任が重いと思う。その辺りの部分がどんどん削られてきているが、そうした感性を育てる教育、情緒教育というものが自尊感情につながるのではないかと考えている。花がいっぱいあって動物がいて、というような環境を整えていくということが、実は学校が子どもたちの優しい気持ちを育むことにつながるのではないかと考えている。

○広江委員 いじめの定義が書いてあり、これは国とほぼ同じだと思うが、いじめの範囲には学校だけでなく、例えば塾やスポーツクラブなども入ると思う。それはこの中でどう読んでいけばいいのか。1行目の一番最後の「等」や「など」の部分で読むということになるか。

○吉崎子ども安全支援室長 策定会議でもいろいろとご意見が出て、今おっしゃったように範囲をもう少しで広げたらどうかということもあった。しかし、定義としてどこまで含めるかとなると、個別具体的な場面にもなるため、あくまで学校に限定し、こういった形に絞らせていただいた。ただ、塾などで行われたいじめが学校に持ち込まれて続いていくということもあるため、そういったところは「等」として広く捉えていかなければならないと考えている。

○広江委員 少し文言が変わっているが、国の想定では、今私が申し上げたようなものも想定しながらこの文言を使っていると思う。島根県として、学校の中でのことに重点を置いているということならこれでいいだろうと思う。今頃は塾などいろいろあるが、そうした外部についても後ろに学校間の連携があり、その想定がしてあると思ったので、それなら少しどこかで説明があってもいいかと思ったのが1点である。

もう1点は、重大な事案が発生したときにその学校で調査をし、県教育委員会もその調査をする組織を作るところまでよくわかるが、それで不十分だと思ったときは、島根県でいえば島根県知事、市町村でいえば首長がもう一度組織を作ることである。この重大事案のいじめの対応の最終的な責任者というのは誰になるのか。

○吉崎子ども安全支援室長 再調査も含めて全てを想定すれば、県の場合、最終的には知事ということになると思う。

○土田委員長 県と市町村と、仮称だがいじめ問題対策協議会を設置するということになっている。県と市はいいと思うが、町村では今、警察署は統廃合で無いところがあるのではないかとこの疑問がある。協議会には警察も入らなければならないと思うが、協議会の設立は大丈夫なのか。

○吉崎子ども安全支援室長 文部科学省の説明会に出かけたときにも、本当に小さな市町もあり、その辺りはどうなのかという意見が確かにたくさん出た。県内でもやはりそういった状況の市町

もあろうと思っている。この設置は努力義務であり、必ず置かなくてはならないものではないが、ぜひ設置していろいろな面に対応していくことが大事だと伝えようと思っている。ただ、今、市町の様子を伺っていると、そういった状況の場合は、少し広域で設置して検討していくと考えていらっしゃる場所もあるというふうに聞いている。また相談させていただきながら、それぞれの市町村でぜひ工夫して、そうした対応ができる協議会を作っていただくよう働きかけていきたいと思っている。

○岡部委員 今、重大事態の定義をお聞きしたが、重大事態とは言えないもの、要するにその周辺の部分についても広く網かけをして報告するという趣旨と捉えてよろしいか。

○吉崎子ども安全支援室長 結局、国がこの法律や方針を出したのは、あの大津の事件がきっかけになっていると思う。そこでこの対応のまずさから来ているものなので、やはり先入観で重大事態ではないと受けとめる側が判断せず、しっかり広く受けとめる必要がある。きちんとした調査の中で、結果として重大事態でなかったのであれば、そうでないという報告がなされていくと思うし、そうであればまたきちんとした対応をとっていく形になるかと思う。

○岡部委員 その辺りのところは、現場での運用に当たっては結構迷われるところが多いと思うので、そういう趣旨も含めて徹底していくべきではないかと思う。

報告の時間については速やかにと書いてあり、速やかに、ということでももちろん通じるわけだが、具体的にはどのぐらいの時間ということになるのか。要するに、例えばいろいろな段階を踏まえたうえで報告するのか、それともその現場の長の判断で即報告ということなのか。その辺りの運用というのはどうなのか。

○吉崎子ども安全支援室長 その辺りはまだ具体的に想定できてない部分もあるが、全てが終わって、結果としてこうでしたではなく、やはり随時と思っている。1回報告して終わりではなく、まず一報を入れ、その状況で次の報告を入れ、というようなやりとりをしていかなければならない。また、そうした事態が起これば全て学校に任せるということではなく、協議会もしっかり入っていったら一緒に調査をしていく体制をとることが大事だと思う。報告を待つということではなく、少しでも積極的に関わっていくような形でやっていきたいと思うし、各市町村の教育委員会にも、そういった方向でお願いしていきたいと思っている。

○岡部委員 趣旨としては、多分スピード感が必要だということで、速やかにと書かれていると思うので、その辺りのところはぜひとも徹底していただきたい。

――原案に基づき協議

(報告事項)

第73号 平成25年度文部科学大臣優秀教職員表彰について(総務課)

○高宮総務課長 報告第73号平成25年度文部科学大臣優秀教職員表彰についてご報告する。

資料3番目に記載している4名の方が教育実践で学校教育に顕著な成果を挙げた教職員として1月27日に表彰されることになったのでご報告申し上げます。

対象となるのは、今年度からは事務職員も含め、10年以上教職員の経験がある方で、優れた教育活動を行ってきた、あるいは学校の授業に貢献されてきた方である。県単独の表彰制度として県の優れた教育活動表彰を毎年行っているが、具体的には、この表彰を受けられた方の中で特に優れているであろう方を教育委員会の中で選んで国に推薦している。今年度については、高等学校の先生が1名、小学校の先生が2名、また、今年度から新たに表彰対象となった学校事務職員については2名の方を推薦し、いずれも国からの表彰を受けられることになったというものがある。それぞれの方の功績については、資料記載のとおりである。

――原案のとおり了承

第74号 平成26年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況について（12月末） （高校教育課）

○片寄高校教育課長 報告第74号平成26年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況について（12月末）ご報告する。

資料は4ページをご覧いただきたい。一番上の表は過去5年分の集計だが、リーマンショックの影響をまともに受けた平成21年度生の18.7%から記載している。表に記載していないが、その前の平成20年度生の就職希望者数の割合は22.3%であった。本年卒業予定の就職希望者の割合は21.1%であり、おおむねリーマンショック前の状況に戻りつつあるというふうに承知している。

就職内定状況については、表1の右から4列目である。12月末段階では93.7%の生徒が内定をいただいている。先ほどの就職内定状況は、11月末段階では88%であったので、未内定の生徒のうちかなりの生徒が内定を得たということである。しかしながら、64名の生徒がまだ内定をいただいている状況であるため、今後ハローワークや学校等と連携を取りながら内定を得られるよう支援を続けてまいりたいと思っている。

下のグラフのうち、右下にある地区別の内定率比較をご覧いただきたい。内定率は、ほとんどの地区で昨年度よりも上回っているという傾向が読み取れると思う。そのうち一番上の隠岐地区については、今年のこの時期は96.8%だが、本年は85.3%であり、数字上はかなり落ち込んでいる。実は隠岐地区の場合には、卒業する生徒、また就職を希望する生徒の数自体が少なく、昨年度はこの時期に31名の就職希望者に対し未内定の生徒は1名であった。本年度は34名の就職希望に対して、12月末段階で未内定が5名であり、割合にするとかなりの落ち込みとなっている。しかしながら、一昨年の12月末段階では、隠岐地区の就職内定率は73.5%であったため、一昨年の内定率と比較すると本年はかなり上昇している。なお、先ほど申し上げた隠岐地区の未内定5名の生徒のうち、既に2名が内定を得ていると学校から報告を受けており、現段階では3名の生徒が内定を得るべく活動に取り組んでいるというところである。先ほど申し上げたように、今後学校を通じてハローワークとの連携を促進し、最後の1名の生徒が内定を得るまで県教育委員会としても支援を続けてまいりたいと思っている。

――原案のとおり了承

第75号 平成26年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験の結果について （高校教育課）

○片寄高校教育課長 報告第75号平成26年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験の結果についてご報告する。

資料は、5ページをご覧いただきたい。資料記載のとおり、募集1名に対して出願、受験1名を受け、12月5日に候補者選考試験を実施した。

試験の内容としては、小論文、専門教養、専門実技、面接等を課したものである。その試験の内容と結果を審議し、合格に至ると判断し、受験された1名の方を名簿搭載したところである。

なお、島根県立盲学校の理療科教諭については、現在10名の教員が指導にあっているが、今後退職、あるいは辞職等を表明している職員がおり、来年度以降も計画的に採用を続けてまいりたいと思っている。

○岡部委員 名簿掲載された方は、年齢はいくつぐらいの方が。

○片寄高校教育課長 25歳の男性の方である。

――原案のとおり了承

第76号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第76号島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）についてご報告する。

資料は6ページをご覧いただきたい。この知事表彰については、2の表彰対象にあるように、芸術文化の分野における全国規模の大会において最優秀、あるいはそれに次ぐ賞に相当する賞を受賞されたものを対象としている。また、長年の指導にあたる表彰もある。

今回は3に記載しているように、1団体が表彰されたところである。出雲市立第一中学校の合唱部が、去る25年10月27日に広島県福山市で行われた第66回全日本合唱コンクール全国大会において、中学校部門の同声合唱の部で金賞を受賞された。演奏曲は「薙露青」で、宮沢賢治の詞に、出雲一中のために鈴木先生が作曲されたものである。部員は36名で、全員で出場された。表彰式は、昨年12月27日に行ったところである。

――原案のとおり了承

第77号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第77号島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）についてご報告する。

資料は7の1ページをご覧いただきたい。これは、先ほどの芸術文化の分野において、知事賞に引き続き入賞以上と認められる賞を対象としているものである。7の2ページをご覧いただくと、今年度は高校が9校、中学校が8校、それぞれ対象となっている。団体と大会名、賞などは資料記載のとおりである。これらの方々に対し、12月19日に県庁講堂で教育長表彰を授与したところである。

――原案のとおり了承

第78号 島根県文化財保護審議会委員の任命について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第78号島根県文化財保護審議会委員の任命についてご報告する。

資料は8の1ページをご覧いただきたい。島根県文化財保護審議会条例4条の規定に基づき、1月20日に任命したのでご報告する。

委員の任期については、平成26年1月20日から平成28年1月19日となっている。

委員は20名で、名簿は次のページに記載している。この中で新任でお願いしたのが、18番目の岡田さん、20番目の栗栖さんである。

18番目の岡田さんについては、NPO法人隠岐しおさいの理事長として、隠岐島の歴史文化を活用した体験活動の推進などに取り組んでおられる方である。

20番目の栗栖さんについては、浜田のまちの縁側代表ということで、子どもから高齢者までが集える、地域の居場所づくりの活動に取り組んでおられる方である。

第79号 出雲養護学校の給食における異物混入について（保健体育課・特別支援教育課）

○荒瀬健康づくり推進室長 報告第79号出雲養護学校の給食における異物混入についてご報告する。

過去の教育委員会でご報告した浜田ろう学校の異物混入事案の発生後、再発防止に努めてまいったが、12月17日に、出雲養護学校においても給食での異物混入が発生した。

発生時の状況だが、当日の給食に提供されていたチンゲンサイとコーンのスープを盛りつけている際に、スープの中にプラスチック状のものが混入しているのを教員が発見した。資料に写真を2枚載せているが、左側の写真がスープに混入していたときの状態のものである。右側の写真は、それを広げたときの状態のものである。発見し直ちにスープの摂取は中止したが、既に小学部、中学部、高等部の一部の児童生徒は食べていた。その後、健康観察を継続実施したが、異常を訴える者はいなかった。

なお、この給食については、隣接する児童福祉施設さざなみ学園へ業務委託しており、そちらで調理されているものを提供していた。当日は517食分作られていた。なお、このさざなみ学園で作られている給食は、出雲養護学校以外の学校には提供されていない。

原因についてだが、出雲保健所が現地調査をし、保健所からこの破片は調理器具や調理用具ではなく、食材に混入していた可能性が高いとの報告を受けた。早速、食材の納入業者を通じて混入原因を調査しているが、現時点で原因を特定するに至っていない。なお、この調査中の食材は中国産の冷凍チンゲンサイであった。

再発防止策だが、翌日18日付文書で各特別支援学校長あてに、食材を使用するにあたっては異物混入の確認を徹底するよう注意喚起を行った。また、給食の業務委託関係者への周知の依頼も行った。あわせて市町村教育委員会へも同様の通知を行ったところである。

このような委託方式による給食提供については、県立特別支援学校では5カ所あるが、従来、食材仕入れ調査をしていなかった。早速、実態把握に努めなければならないと思い、今月末から2月上旬にかけて、この5カ所で実態調査の依頼を行っているところである。

なお、この委託方式以外で、県内にある72の調理場の学校給食については、毎年、食材仕入れ状況調査を実施している。結果は昨年度の教育委員会でご報告させていただいたが、目的が地産地消、地場産物の活用を積極的に図るといことで、年々、地場産物の活用も向上してきている。平成24年度の調査では、外国産の使用はほとんどなかった。なお、今年度の県内72の学校調理場の食材調査については現在集計中であり、結果については2月末に公表させていただきたいと思う。

○仲佐委員 なるべく地産地消ということで統計もとっている状況の中で、今回は中国産のチンゲンサイということである。チンゲンサイは日本には余りなく、手に入らないため輸入物になってくるかと思うが、こういう外国のものを使わないような献立を考えていただくということも大事ではないかと思う。

一つ事例をご報告すると、先日、通信販売で北海道のある有名な地域の豚肉のしょうゆ漬けのようなものを購入した。そこの特産というふうにPRされていたが、よく見てみると肉がカナダ産だった。そこまで説明がない中で、有名な産地というようなPRを表に出されていたが、実際に使われていた肉はカナダ産だった。そういう失敗した事案を思い出したので、やはり子どもたちに安全な食材を提供するために、地元で流通の様子がよくわかっている食材が提供される形になっていけばと思った。

○荒瀬健康づくり推進室長 県内にある72の調理場については、地産地消に努めていただいております。ただ、時期的なもので端境期を過ぎて食材がな

い場合には県内産、県内産になければ国内産、そして国内産でもなければ外国産というように使っただけである。なお、外国産についてはどのぐらい使われているか調査を行ったが、平成24年度は7%で、ほとんどが冷凍のグリーンピースやミックスベジタブルという状況であった。今回、この調理委託方式をとっている調理施設がどのような実態か初めて調査するわけだが、実態把握をもとにまた改めてコメントさせていただけたらと思っている。

○土田委員長 現在、マルハニチロという会社の冷凍食品でいろいろと問題が起きている。資料9ページの下の方に外国産冷凍野菜はほとんど使用されていないとあるが、逆に国内産の冷凍野菜は使っているのではないかとこのように受け取れる。今後は冷凍食品の扱いについても十分に気をつけていかれたほうがいいのではないかと思います。今、仲佐委員がおっしゃったような地産地消、県内産の商品のことで合わせて、特に冷凍食品については、子どもを持つ親からの意見もあるので、そうした扱いを徹底していただきたい。子どもというのは、物を食べるときにこれは臭いとか、なめてみるとか、そういったことはなくどんだん口の中に入れてしまう。特に小学生に対する給食については気をつけていただきたい。

○原委員 給食の民間委託について、以前、母親委員会で勉強会したとき、委託しても献立は県や市の栄養士が立てることができるかと聞いた。しかし、調理方法や、今問題になっている食材の選定などは関与できなくなり、委託業者に任せる形になってしまうという、デメリットを聞いたことがある。今、調査すると言われたが、調査の結果で例えば外国産を使用していたり冷凍食品が多かったりした場合、こういうふうに変えてもらえないか、とこちら側が言うことはできるのか。

○荒瀬健康づくり推進室長 給食の業務委託は委託契約に基づいて行っており、食材の選定について契約内容を細かく記載していれば直接指導ができると思う。その辺りのところはもう一度委託契約書を見たうえで、指導はここまでならできるといったところをよくよく踏まえて行わないといけない。契約外のことで指導が入ると、業者側が契約を辞退されるというような結果にもつながってしまう。ただ、今回の調査はあくまでも地産地消の推進についてであり、これは県の食育推進計画においても学校、保育所、幼稚園含めた全ての給食について地産地消に努めましようとして明記されている。その観点に沿って、今まで調査をしていなかった調理委託業者も含めて実施させてほしいとお願いさせていただいている。その辺りをしっかりと強調し、余り直接的に中国産は使わないでください、ということはないかなと言えないところがあるため、積極的に地産地消に努めていただきたいという旨をお伝えしたいと思う。実は昨日、一つの業者に依頼に行ってきたが、自分たちも子どもたちの食の安心安全をしっかりと踏まえ、できるだけ積極的に地産地消をやっているという良い回答をいただいた。調査結果が楽しみかなというふうに思っている。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第20号 平成26年秋の叙勲候補者の推薦について(総務課)

――原案のとおり議決

(承認事項)

第11号 教職員の懲戒処分について（義務教育課）

――原案のとおり承認

土田委員長：閉会宣言 **14時51分**